

「法的社会化」研究からみる法教育

佐藤伸彦（立命館大学大学院先端総合学術研究科一貫制博士課程）

1. 本報告の目的

本報告では、まず、法に対する価値や態度の発達過程を指す「法的社会化」研究の観点から、学校教育における法教育の意義を再考する。その上で、教育実践の方向性について見ていく。また、近年の法的社会化研究の動向と法教育への示唆的な研究についても触れたい。

なお、法教育の理論的研究という関心から、報告を行うものである。

2. 報告の背景・概要

「法的社会化 legal socialization」は、June L. Tapp の造語であり、政治的社会化や道徳性発達のサブ領域として派生したものである。Tapp は、アメリカなど6カ国の青少年のインタビュー調査を通じて、法に対する価値や態度の発達にも法的な概念の発達にも、L. Kohlberg の道徳性発達段階が有用であることを主張する。

ここで、Tapp によれば、法的社会化は法廷などの様々なコンテキストや貸主-借主関係などの実質的な利益に関連して起こる。こうした点から、Tapp は、コミュニティとともに学校の制度的構造の中に、法的社会化を促進させる社会的条件を見出している。こうして学校における法学教育 (legal education) の重要性を指摘する。もともと、Tapp も、Law-Related Education の高まりを認識し、1974年時点で200を超えるロースクール以外の法関連教育プログラムの存在に触れている。学校を効果的な法的社会化を促進させる基本的状況を創り出すコンテキストであると見る Tapp に従えば、現代的な問題や学校の問題を通じて、経験的に法的思考を刺激することが肝要と考えられる。

一方、Tapp の主張が、「正義」を道徳性の基本原理としてみる Kohlberg の関心に基礎づけられており、原理的な志向へ向かって個人を促すべきとする点などから、「ジャスト・コミュニティ just community」でしか学ぶことができないという指摘がなされている。生徒と教師が対等な参加者として直接参加民主主義による対話を通じた学校コミュニティの問題の解決を図るための、Kohlberg 後期の教育的実践である「ジャスト・コミュニティアプローチ」が注目される。

以上のような、規範概念についての個人の認知的構造の変化に焦点を当てた「法的社会化」の認知発達理論からのアプローチに対して、環境要因や相互作用に焦点を当てた社会的学習理論からのアプローチがある。近年では、認知発達理論の有用性を維持しつつもその限界を指摘して両者を統合する法的社会化モデルなどが提唱されている。加えて、シナリオ学習を通じて、ミランダの権利の内容と機能に関する知識の量的な改善があった一方で、権利放棄/権利主張の決定に対する長期的な帰結を特定するような能力の質的变化は示されなかったという研究がある。教育心理学上、法に対する「学習者の誤った知識」をどう修正するかという観点からみれば、示唆的な研究である。